

# 第 2

# 個別取組事項の取組状況と 後半の取組計画

## 1 県の果たすべき役割と機能

第二期地方分権改革がスタートし、国と地方の役割分担を根本から見直し、「自治行政権・自治財政権・自治立法権の拡充により地方政府を確立」するための議論・検討が進んでいる。県や市町村は、国からの権限や財源の移譲を含め、政策の決定や事業の実施に当たっての**自主性・自立性を一層高めていく**必要がある。

一方、市町村合併の進展などによって市町村の規模・能力が拡大し、また、住民、コミュニティ、NPOなどによる地域活動が活発化する中、広域自治体としての県には、県境を越える課題解決など**より広域的な事務**や、地域の課題に取り組む多様な主体が持てる力を十分に発揮できるよう**コーディネート**することなど、新たな役割が求められている。

そこで、地方税財政制度改革、国の地方への関与・義務付けの廃止・見直し、さらには道州制の導入など**地方分権改革の諸課題**に対し、地方の立場から望ましいあり方を引き続き検討し、積極的に**提言・情報発信**するとともに、分権型社会において県が果たすべき役割をより明確化し、その役割に即して県の組織体制や事務事業の積極的な見直しを図る。

# 個別取組事項

## (1) 県の果たすべき役割と機能の見直し

#### 重点1

001

## 地方分権改革の推進(毎年度)

総務部

当初版001 具体化・発展 本県は、これまでに、地方分権改革の究極的な姿とも言える道州制や県のあり方について、全国にさきがけて調査・検討、情報発信したり、三位一体改革に際して三次にわたる独自の提言を行うなど、地方分権改革に対して積極的な取組を進めてきた。 平成 18 年 12 月、地方分権改革推進法が成立し、第二期地方分権改革がスタートする一方、道州制の導入に向けた国の検討も本格化している。本県として、今後とも、住民や地方にとって望ましい地方分権改革や道州制のあり方についてさらなる調査・検討を行うとともに、本県独自に、あるいは全国知事会等を通じて、積極的に国に対する意見提言、幅広い情報発信を行う。

		17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
計	当 初		この間で実施				
画	見直し					毎年度実施	<b>—</b>

#### 17 年度~19 年度 「分権時代における県の在り方検討委員会」提言のフォローアップ会議を開催した。 (17・18年度) 地方分権・道州制について、幅広く啓発活動や情報発信を行った。 地方分権タウンミーティング(17年度2回)、道州制シンポジウム(18年度)、 道州制セミナー(19年度2回)の開催 地方分権に係るホームページの作成(17年度) 出前分権教室(毎年度) 道州制の効果を検証するためのモデル研究(18~19年度) 実 道州制の効果やメリットを具体的に示す地域インパクト調査(19 年度) 績 「第二期地方分権改革に向けて 愛知県の提言」を取りまとめ、政府地方分権改革 推進委員会委員長に提出した。(19年度) 全国知事会道州制特別委員会の道州の組織・自治権 PT の座長県として PT の中間と りまとめを行い、同特別委員会に提出した。(19年度) 第一期地方分権改革(特に三位一体改革)の残された課題の解消に向けて、「補助 金改革 愛知県提案第3弾」を全国知事会に提出した。(17年度) 「三位一体改革の具体化に向けての提案」(15年度) 「補助金改革 愛知県提案第2弾」(16年度)

#### 市町村との新たな関係の構築 2

市町村合併が進み、地方分権が進展する中、地域住民に身近な基礎自治体であ る市町村は、自らの権限と責任において、地域の実情に応じた取組を推進する自 **立した政策自治体**への転換が求められている。

市町村に対する県の役割についても、市町村の補完や市町村の事務事業の円滑 な執行に重点をおいた支援から、対等・協力の関係を基本として、市町村が能力 **を高め、自立した行財政運営を行うための支援**に重点を移す必要がある。

そこで、今後も引き続き、市町村の権限や能力等の拡充を図るため、**事務権限** の移譲を進めるとともに、市町村の自主的な合併の取組や合併した市町村の一体 的なまちづくりを積極的に支援する。

また、市町村行政の自主性・自律性の一層の拡大を支援・促進する県の方策集 として**「あいち市町村自律拡大プログラム」**を平成19年3月に策定した。今後 は、その取組のひとつである「県・市町村地方分権推進会議」において、具体的 な内容を調整しつつ、**県・市町村間における分権型行政システムの構築**を図る。

# 個別取組事項

## (1) 事務権限の移譲の推進

002

#### 市町村への事務権限の移譲(毎年度)

関係部局

「当初版002]

住民サービスの向上や市町村行政の充実強化につながる事務権限の移譲を引き続き 具M·Ma 進めるため、条例による事務処理特例制度の活用と既移譲事務の法制化に向けた働き かけを推進する。特に、平成21年度以後は、新たな「県から市町村への権限移譲推進 要綱」に基づき、市町村と協議しながら取り組む。

		17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
計	当初	毎年	度移譲	移譲方式検	討		
画	見直し					毎年度実施	<b></b>

	17 年度 ~ 19 年度
実績	条例による事務処理特例制度を活用して、事務権限をそれぞれ希望する市町村へ移譲した。 〈移譲した事務権限数(累積数、各年度当初)〉 570事務 664事務 729事務 727事務 平成21年度以降を対象とする新しい「県から市町村への権限移譲推進要綱」を策定した。(19年度)

## 事務権限の移譲に伴う市町村支援の実施(毎年度)

関係部局

「当初版003)

市町村への事務権限の移譲に合わせて、職員の派遣、研修会の開催等の支援措置を 実施する。

#### 続

		17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
計	⊪						<b>→</b>
画	初					毎年度実施	

	17 年度 ~ 19 年度
実績	市町村への事務権限の移譲に合わせて支援を実施した。 <支援例> ・ 説明会・実務研修等の実施、事務処理マニュアルの作成 ・ 建築確認事務、耐震改修促進法の事務等に係る建築技術職員の派遣

## (2) 市町村合併の推進

# 004

#### 合併後の市町村に対する支援(毎年度)

関係部局

「当初版004)

雙鏡

|4| 旧合併特例法及び合併新法の下で合併した市町村に対して、県職員派遣や市町村合併特例交付金の交付などの、人的及び財政的支援を行うとともに、市町村建設計画等に登載された県事業を着実に実施するなどにより、速やかに一体的なまちづくりが行われるよう、積極的な支援を行う。

		17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
計	当						$\rightarrow$
画	初					毎年度実施	

	17 年度 ~ 19 年度
実績	旧合併特例法及び合併新法の下で合併した市町村に対して支援を実施した。 < 職員派遣、交付金> 県職員派遣数 市町村合併特例交付金 18 人(11 団体) 2,097,000 千円(11 団体) 23 人(12 団体) 2,260,300 千円(13 団体) 25 人(14 団体) 1,245,100 千円(10 団体) < その他の支援> ・合併市町村紹介展「あいち合併市町村フェスティバル」の開催(平成18年度) ・合併市町村 PR パネル展示(名鉄一宮駅はじめ県内4箇所) ・パンフレット「あいちの合併市町村」の作成 等 <合併による市町村数の変化> 14 年度 88 市町村 19 年度(20年1月15日現在) 61 市町村 (町村数は57 町村から半数以下の26 町村に減少)

# 005

#### 合併を目指す市町村に対する支援(毎年度)

関係部局

当初版005

平成 21 年度までの限時法である合併新法の下で合併を目指して自主的・主体的な取組を行う市町村に対して、情報提供や制度面における助言など適切な支援を行う。

l	縒	続

		17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
計	当						•
画	初				毎年度実施		

	17 年度 ~ 19 年度
実績	合併新法の下で合併を目指して取り組む市町村に対して、研修会等の講師として県職員を派遣するなどの支援を実施した。 旧合併特例法下で合併が行われなかった地域の住民を対象に、合併を実現した市町村を訪問し、現場見学や関係者との意見交換などを通じて市町村合併に対する理解を深めてもらうイベントを開催した。(17年度3回開催)

## 愛知県市町村合併推進構想の推進(毎年度)

関係部局

当初版006

「愛知県市町村合併推進構想」(平成18年度策定)の構想対象市町村による自主的 な合併の取組を支援する。

具体化・発展

なお、構想対象市町村の組合せの変更又は追加を行う必要が生じた場合は、組合せ の見直しを行う。

		17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	
計	当初	構想策定作業						
画	見直し		構想策定		毎年度	実施	•	

	17 年度 ~ 19 年度
実績	必要な調査を実施するとともに、愛知県市町村合併推進審議会等の検討を経て、「愛知県市町村合併推進構想」を策定した。(18年12月) <構想対象市町村の組合せ> 中四山村及び弥富町(18年4月1日合併) 豊川市、音羽町及び御津町(20年1月15日合併) 清須市及び春日町 <具体的取組事項> ・合併協議の推進の支援 ・「合併市町村基本計画」の策定等の支援 ・県職員の派遣による人的支援 ・愛知県市町村合併特例交付金による財政的支援 ・市町村合併に関する新支援要領に基づく各種支援の実施 ・住民に対する啓発、情報提供

## (3) 市町村の自立型行財政運営の支援

#### 重点2

007

## 市町村行政の自主性・自立性の拡大に向けた支援の推進(毎年度)

関係部局

当初版 0 1 1 具体化・発展 市町村行政の自主性・自律性の拡大を支援・促進するための県の方策集として「あいち市町村自律拡大プログラム」( )を策定したが、今後は、その取組のひとつである「県・市町村地方分権推進会議」において、具体的な内容を調整しつつ、市町村支援を推進する。

		17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度		
計	当初	プログラム 策定							
画	見直し	毎年度実施							

	17 年度 ~ 19 年度				
実績	学識者等のアドバイスを得ながら、地方分権・道州制特別チームでの検討を進め、 市町村行政の自主性・自律性の拡大を図るための県の方策集として「あいち市町村自 律拡大プログラム」を策定した。(19 年 3 月) 県・市町村地方分権推進会議を設置・開催した。(19 年 10 月、20 年 2 月)				

#### あいち市町村自律拡大プログラム

県・市町村間において、地方分権型行政システムを構築するため、市町村行政の「自主性・自律性の拡大」を支援・ 促進する県の方策を取りまとめたもの。自主性・自律性を拡大するための要素、いわゆる三ゲン(権ゲン、人ゲン、 財ゲン)の強化を支援する。

- (1) 権限の強化支援(県と市町村の役割分担の見直し、県から市町村への権限移譲の推進 など)
- (2) 人間(材)育成・情報・ノウハウ等の支援(市町村職員研修の支援、市町村への助言・相談への対応 など)
- (3) 財源の充実支援(地方税財源の強化支援)

# 008

#### 市町村との人事交流の推進(毎年度)

関係部局

当初版007

県と市町村との人事交流について積極的に取り組む。

継続

		17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
計	当						
画	初					毎年度実施	

	17 年度 ~ 19 年度
実績	市町村への県職員派遣及び市町村実務研修生の受入により、県と市町村との人事交流を図った。 <市町村への派遣実績> (知事部局) 134人 144人 138人 (警察) 16人 17人 17人 (教育) 104人 102人 99人 <市町村からの受入実績> 59人 55人 56人

## 市町村職員研修への協力(毎年度)

関係部局

当初版008

) 8 市町村職員の政策形成能力等の向上を支援するため、市町村が実施する職員研修に 対して、要請に応じて講師を派遣する等積極的な協力を行う。

		17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
計	⊪						
画	初					毎年度実施	

	17 年度 ~ 19 年度
実績	市町村が単独又は共同で実施する職員研修に対し、専門的な立場からの助言・協力を行ったり、(財)愛知県市町村振興協会研修センターが実施する研修に対して、要請に応じて講師の派遣を行った。 <講師を派遣した研修テーマ> 市町村行政、地方分権、NPO 等市町村が主催するDV被害防止に関する職員研修に、民間支援団体のスタッフを講師として派遣した。(19年度)市町村との合同研修を実施した。 <研修テーマ> 会計学研修、プレゼンテーション研修、講演会

## 010

## 市町村への県単独補助金のあり方の検討(毎年度)

関係部局

当初版009

) 市町村に対する県単独補助金について、県と市町村の役割分担を踏まえて存続すべきかどうかを見直し、存続する場合にあっては、統合・メニュー化して市町村の利便性を高める方向で検討する。

		17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
計	当						$\rightarrow$
画	初					毎年度実施	ŕ

	17 年度 ~ 19 年度
実績	市町村振興事業費補助金の配分方法を見直し、地域の様々な補助要望に対する弾力的・重点的な対応を可能にした。(17 年度) 市町村を対象とする個別の補助金について、市町村振興事業費補助金への統合・メニュー化を引き続き検討した。

#### 市町村における行財政上の課題に対する相談・助言(毎年度)

総務部

当初版010 具体化・発展 第二期地方分権改革がスタートし、国、県、市町村の役割分担の見直し、地方税財源の充実確保が求められる中、県と市町村の関係や事務の内容も大きく変貌することが予想される。そこで、県として各市町村が直面する行財政上の課題について、個別の事情も考慮した、きめ細かい相談・助言等を実施する。

< 取組例(20年度から実施)>

セミナーの開催、市町村職員と県職員による共同の研究会の設置

県派遣職員との連携・協力等により、市町村行財政の数値指標とその分析結果を 取りまとめた行財政分析シートを作成するとともに、現地での調査・ヒアリングも 含め、市町村の個別相談受付や助言を実施

		17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
計	当						
画	初					毎年度実施	

	17 年度 ~ 19 年度				
実	市町村財政、税政に係る会議等を始め、様々な場において、情報・資料提供や助言・ 支援を行った。				
績	税財政制度(税務、交付税、地方債等)に関する研修会を開催した。				

## 012

#### 県職員市町村サポーター制度の創設(20年度)

地域振興部

新規取組

市町村行政の自主性・自律性の拡大、人材育成に資するため、県職員がもつ知識・経験等を活用し、市町村サポーターとして、市町村の取組の側面的支援や県と市町村の人的ネットワークの強化を図る制度を創設する。

	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
計画				創設		

# 013 市町村税徴収支援アドバイザーによる支援(毎年度) 総務部

新規記載 市町村税務職員の徴収技術の向上、人材育成を図るため、市町村税徴収支援アドバイザーを設置し、個人住民税を始め全ての市町村税を対象とした徴収事務に関する相談や情報提供、実務研修などの支援を行う。

	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
計						
画					毎年度実施	

	17 年度 ~ 19 年度
実績	総務部税務課に市町村税徴収支援アドバイザーとして、徴収のベテラン職員 5 名を配置し、徴収事務に関する相談、実務研修などの支援を行った。(19 年度) <20 年 1 月までの実績 > ・相談件数 143 件 ・実務研修 12 回実施 342 名参加

## 3 民間との役割分担及びNPO等県民との協働

分権型社会の中で県の果たすべき役割を見極め、施策・事務事業を徹底的に見直す中で、**民間が担うことがより効率的・効果的な分野・事業**については、県民の安心・安全の確保やサービス水準の維持・向上等に十分留意しつつ、民間の資金や経営ノウハウ、専門的な知識・技術などその**活力を積極的に活用**する必要がある。

そのため、民間委託やPFIの推進、さらには**市場化テスト()に係る取組**など、ケースに応じて**最も適切な制度、手法の活用**を図っていく。

また、地域における住民、コミュニティ、NPOなどの活動が活発化しているが、これらの主体と行政が協働する**新たな地域経営システム**の形成に向けては、**協働の内容や手法のさらなる深化**が必要である。

そこで、NPOを始めとする様々な主体と行政が、協働して地域の課題解決に取り組むための行動計画として**「協働ロードマップ」**を策定し、幅広い分野における県民との協働をより一層積極的に進める。

#### 市場化テスト

これまで官が独占的に実施してきた公共サービスについて、競争概念を導入するもので、官と民が対等な立場で 競争入札に参加し、価格・質の両面で最も優れた者が、そのサービスの提供を担う仕組み。

## 個別取組事項

## (1) 民間活力の活用

# 014

#### 民間委託の推進(毎年度)

関係部局

当初版012



全事務事業を総点検し、効率的なサービスの提供やサービス水準の向上等民間委託による効果が期待される次のような事務事業について、公正性・公平性や個人情報の保護、責任範囲の明確化、費用対効果等に十分留意しながら、積極的に民間委託を進める。

定型的又は大量の業務 専門知識や技術、設備を必要とする業務 イベント、研修会、講習会等の企画運営業務 施設の管理運営業務 集約化によりスケールメリットが見込まれる業務 その他サービス向上やコスト縮減が期待できる業務

		17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
計	账						<b></b>
画	初					毎年度実施	

17 年度~19 年度 全事務事業に関し、「必要性」、「実施主体」、「実施手法」について継続的に検証 し、見直しを図る中で、可能な業務は民間委託を実施した。 <民間委託の取組例> 総務関係事務(給与、旅費、福利厚生等) 各所属の総務関係事務を総務事務センターに集約し、その補助事務等を全部委託 (18年度から) 自動車取得税申告受付業務 22 年度からの一部委託に向けて自動車会議所と調整中 旅券発給業務 交付業務及び電話等案内業務を全部委託(19年度から) 環境調査センターにおける調査分析業務 全部委託:ダイオキシン類調査(大気環境・水環境・地盤環境)(19年度から) 土壌汚染調査(農用地)(19年度から) 騒音振動規制調査(20年度から(予定)) 委託範囲拡大: 公共用水域水質調査(19 年度から) 結核定期外健康診断、結核菌検査を全部委託(19年度から) 実 鉱物資源採掘業務、管理業務 績 鉱山整備・選別・採掘補助業務の委託範囲を拡大(18年度から) 県立病院給食業務、看護補助業務 城山病院の看護補助業務を全部委託(18年度から) 城山病院の給食業務の 20 年度からの全部委託に向けて調整中 学校給食業務(調理等) 半田養護学校桃花校舎の給食搬送及び食器洗浄業務(18年度から)、港養護学校の 給食調理業務(19年度から)を全部委託 放置駐車違反車両の確認等事務 名古屋市内 16 警察署(名古屋水上警察署を除く)で委託を開始(18 年 6 月から) し、尾張、三河地区の7警察署に委託を拡大(19年10月から) 中高年齢離職者再就職支援事業を全部委託(19年度から) 净水場運転管理業務 浄水場運転管理業務(水道用水)について20年度からの委託に向けて調整中 < 民間委託による職員定数削減実績(総務事務センター関連を除く)> 9人(6業務) 10 人(4 業務) 27 人 (9 業務 ) 計 46 人

#### PFIの導入(毎年度)

関係部局

当初版013

「愛知県PFI導入ガイドライン」に基づき、PFI( )導入の効果が認められる事務事業についてPFIを導入する。

<導入実施事業>

森林公園ゴルフ場、中小企業センター改築工事、浄水場排水処理業務(汚泥処理業務)

		17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
計	当						
画	初					毎年度実施	

	17 年度 ~ 19 年度
実績	次の事業についてPFIの導入を推進した。 < 森林公園ゴルフ場 > 17・18 年度 センターハウス等の建設、グリーンのベント化など施設整備を実施 19 年度 管理・運営開始 < 産業労働センター(旧中小企業センター改築工事) > 17 年度 事業者の選定 18 年度 事業者と契約、中小企業センターを廃止・解体 19 年度 建設工事開始(21年10月供用開始予定) < 浄水場排水処理業務(汚泥処理業務) > 17 年度 事業者と契約 18 年度 要知用水地域の4浄水場(高蔵寺・尾張東部・上野・知多)で業務開始 (上記事業の検証を行った上で、他地域における同業務の23年度以降 の導入について検討)

ΡFΙ

公共施設等の設計・建設・維持管理・運営を民間の資金や経営能力、技術的能力などを活用して行う事業手法

#### 重点3

# 016

#### 市場化テストに係る取組の推進(20年度以降)

関係部局

当初版 0 1 4 具体化・発展 市場化テストのモデル事業を実施し、その結果を検証して課題を洗い出すなど、制度の導入に向けた取組を進める。

		17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度				
	当										
計	初	この間で検討									
画	見			•••••							
	直し				5	の間で実施					

	17 年度 ~ 19 年度
実績	外部専門家で構成する「市場化テストモデル事業監理委員会」を設置し、20 年度に 実施するモデル事業の選定(職員研修業務、旅券センターの旅券申請窓口業務)、実 施要項の策定、官民競争入札・事業者選定等を実施した。入札の結果、職員研修業務 は県、旅券センターの旅券申請窓口業務は民間事業者を業務実施者として選定した。 (19 年度)

## (2) NPO等県民との協働

# 017

#### 県民との協働事業の実施(毎年度)

関係部局

#### 「当初版015〕

NPO等県民と協働しながら地域をつくっていくという観点から、行政とNPO等県民双方の長所が活かされる協働可能な事務事業を洗い出し、公正性・公平性や個人情報の保護、責任範囲の明確化、費用対効果等に十分留意しながら、積極的に協働を進める。

		17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
計	当						
画	初					毎年度実施	

	17 年度 ~ 19 年度
	NPO等県民との協働事業を推進した。 <実績 > 91 件 95 件 100 件(見込み) <事業例 > 17 年度 団塊世代の経験を活かした地域づくりを行う「団塊世代提案型地域づくりモ
実	デル事業」、地域ビジネスの事業に関する講座を開催する「地域ビジネス担 い手育成カレッジ」
績	18 年度 高齢者の人材活用の促進を図る「まちの達人いきいき活用事業」、 菜の花の活用促進を図る「菜の花エコプロジェクト実践事業」
	19 年度 交通安全指導者により高齢者交通安全講座を開催する「出前式高齢者交通安全フレンドシップ啓発事業」、外国人と日本人が共生できる住環境を整備する「外国人県営住宅共生支援事業」

#### 重点4



## 協働ロードマップの策定(20年度)

県民生活部

新規取組

NPOを始めとする様々な主体と行政が連携し、新たな施策の企画立案や地域課題の解決などに協働して取り組むための行動計画として「協働ロードマップ」を策定する。

	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
計画				策定		

#### NPOアドバイザーの設置(毎年度)

県民生活部

新規記載

あいちNPO交流プラザにNPOアドバイザーを設置し、県民やNPOからの各種相談に応じるとともに、会計、労務等NPOの運営に関するアドバイスを行う。

	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
計画						<b>→</b>
画					毎年度実施	

	17 年度 ~ 19 年度
実績	NPOアドバイザーにおいて、県民やNPOからの相談対応、NPOの運営に関するアドバイスを行った。(NPOアドバイザーは公募により受託したNPOから派遣)< 相談実績> 17 年度 348 件 18 年度 320 件 19 年度 193 件(20 年 1 月末現在)NPOアドバイザー設置事業を受託したNPOにおいて、NPO活動の活性化や適正な事業運営を図るための各種セミナーを実施した。 <実績> 17 年度 2 講座計 10 回 18 年度 2 講座計 10 回 19 年度 3 講座計 13 回(予定)

# 020

#### 協働の取組に関する検証・改善の場の開催(毎年度)

県民生活部

当初版016

続

继

協働の取組について、NPOと行政の双方で検証しながら改善し、向上を図っていくため「検証・改善する場」を継続的に開催する。

 17 年度
 18 年度
 19 年度
 20 年度
 21 年度
 22 年度

 計 当 面 初
 毎年度実施

17年度~19年度 「NPOと行政の協働に関する実務者会議」を開催し、19 年 2 月に報告書( 第 期: 17年1月~19年3月)をとりまとめた。19年度も引き続き第 期(19年4月~21年 3月)の実務者会議を開催した。 <開催回数> 5 回 2 回 3回(予定) <報告書の内容> 協働事業の実績について、NPO、行政の双方が作成した評価シートにより分析・ 検証(協働の姿勢、目標の達成状況等) 改善提案を「協働を始める前のチェックポイント」「協働の原則に関するチェッ クポイント」「目標の達成」の項目ごとに整理(行政からNPOへの委託事業に係 実 る委託費の適正な積算等) 績 協働のさらなる促進に向けた継続検討項目を整理(行政職員のNPO理解の向上、 中長期的課題に関するオープンな議論の場、NPO全体の底上げ、市町村とNPO の協働促進、協働事業の積算に関する継続的な検討) 実務者会議での議論を契機に、会計書類の適正化に向けた各種方策の調査・検討を 行い(18年度)、その結果明らかになったNPO法人運営に伴う諸課題の解決に向け て、基盤整備セミナーを実施した。(19年度) < セミナー開催実績 > NPOに委託して、信頼される事業報告書の作成をテーマに実施 2日間×3会場 参加者数100人(予定)

## NPOとの意見交換会の開催(毎年度)

県民生活部

当例取り17

幅広い分野において、行政とNPOが地域ニーズや課題認識について共有できるよう、行政職員とNPOが参加したテーマ別の意見交換会を開催する。

		17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
計	当						
画	初					毎年度実施	

画	初	毎年度実施
		17 年度 ~ 19 年度
	美	NPOと行政が特定の課題・テーマについて、情報や課題認識を共有し、問題解決のための役割分担や協力のあり方を探るため、ワークショップや意見交換会を開催した。 <実績 > 17~19 年度 毎年度各 2 回開催 テーマ例:市民放送局、防災意識の向上、ITの利活用促進、障害者の在宅就労支援、文化財保護、エコライフの普及、地域の教育力の向上 等

## 022

## 「NPOとの協働」に関する職員研修の実施(毎年度)

県民生活部

当初版018

「NPOとの協働」が地域づくりを進める上での視点のひとつとして位置付けられるよう、職員に対する多様な研修を継続的に実施する。

		17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
計	当						
画	初					毎年度実施	

	17 年度 ~ 19 年度
実績	県職員のNPOへの短期派遣やNPOの現場訪問を実施するとともに、NPOの基礎的知識を習得するための職員研修を実施した。 〈県職員NPO派遣研修の実施〉 12名派遣 9名派遣 7名派遣(予定) 〈職員研修会の開催〉 5回開催518名参加 4回開催358名参加 4回開催340名参加(20年1月末現在)

## 023

## 「NPOとの協働」に関する市町村説明会の開催(毎年度) 県民生活部

市町村におけるNPOとの協働の取組が促進されるよう、各市町村の実情と要請に応じて、説明会を開催する。

		17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
計	账						
画	初					毎年度実施	

	17 年度 ~ 19 年度
実績	市町村説明会を実施した。 <実績> 職員研修を5回、出前講座を6回開催 職員研修を1回、出前講座を3回開催職員研修を1回、出前講座を3回開催(20年1月末現在) NPOに委託して市町村職員研修会を実施した。 <実績> 22 市町村を対象に20 会場で開催 21 市町村を対象に20 会場で開催

#### 施策等の企画立案における県民参画の推進(毎年度)

関係部局

当初版020

実

績

施策及び事務事業の企画立案段階からの県民の参画を進めるため、パブリックインボルブメント(1)やワークショップ(2)などを実施する。

		17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
計	៕						
画	初					毎年度実施	

# 17 年度 ~ 19 年度

県事業の企画立案段階からの県民の参画を促進した。

#### <事業例 >

愛・地球博記念公園(モリコロパーク)について、県民協働による公園の管理運営を促進する「公園マネジメント会議」の設置に向けた準備会の設置(19年度)、県民参加による公園づくり(19年度 ワークショップ5回開催)、NPOの企画・運営による県民参加型の森づくり事業(19年度)を行った。

油ケ淵水辺公園について、県民の意見やアイデアを反映することにより使いやすい 魅力的な公園づくりを目指すため、一般公募による住民参加型ワークショップを開催 した。(19年度8回開催)

「住民参加型公園づくりマニュアル」を活用して住民参加型公園づくりを図る市町村に対して県費補助金の優先補助を行った。(18件 19件 18件)

西知多道路について、19年10月からパブリック・インボルブメントの手続を開始し、東海市、知多市、常滑市において、説明会及びオープンハウス(県民が自由に訪れ、計画に係る展示パネルの見学や行政との意見交換を行える場)を開催した。

「あいち 2 1 世紀住まい・まちづくりマスタープラン」の見直し(19 年 2 月策定)作業の中で、「地域ワークショップ」を開催し、プランへの提案をまとめた。(17 年 12 月~18 年 2 月、テーマ別(子ども、高齢者、防災など)に参加者を公募し、計 4 回開催)

平成 22 年度の開催を目指す国際芸術祭の基本構想策定に際して、文化芸術関係者、 県民等から、国際芸術祭に対する期待などについて幅広く意見を求めるため、ワーク ショップ等を開催した。(19 年度 ワークショップ 7 回、シンポジウム 3 回開催)

NPOと行政が特定の課題・テーマについて、情報や課題認識を共有し、問題解決のための役割分担や協力のあり方を探るため、ワークショップや意見交換会を開催した。(17~19年度年2回)

- 1 パブリックインボルブメント
  - 公共事業等の計画段階から広く住民の意見を聞き、設計等に反映させていく手続
- 2 ワークショップ

住民や専門家、行政などが平等に意見を出したり作業しながら、テーマについて考え、合意形成に導 こうとする場

## 025

#### 企業と環境活動団体等の参加・協働による環境活動の促進(20年度) 環境部

新規取組

環境の分野における社会貢献活動に関心を持つ企業と、企業との協働による環境活動を希望する民間団体等との出会いの機会を県が提供することにより、企業と環境活動団体等の参加・協働による環境活動の活性化を図る。

	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
計画				実施		

## 安全なまちづくり活動への県民参加の促進 (毎年度)

県民生活部

新規記載

安全なまちづくりや交通安全活動を行う企業やNPOを「パートナーシップ企業」として登録するなど、安全なまちづくり、交通安全活動への参加意識の醸成や活動促進を図る。

	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
計						
画					毎年度実施	

	17 年度 ~ 19 年度
実績	企業やNPOによる防犯、交通安全活動のきっかけづくりや活動の促進のため、「安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業」を募集し、登録した企業やNPOに、登録プレートや「参加マニュアル」(顧客や地域に対する活動、企業・事業所内での活動に係る具体的な活動マニュアル)を提供した。(19年度) <20年1月末現在の登録実績> 414社1,019事業所防犯ボランティアが安心して防犯活動に取り組めるよう、有事の際に見舞金を支給する「防犯ボランティア災害見舞金制度」を創設した。(18年度) <20年1月末現在の登録団体数> 2,284団体

# 027

#### あいち県民債の発行(毎年度)

総務部

当初版 0 2 1

広く県民から資金の提供を受け、県民に身近な社会資本の整備を着実に進めるため、 県内在住・在勤者を対象に「あいち県民債」を発行する。

継続

		17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
計	当						
画	初					毎年度実施	

	17 年度 ~ 19 年度
実績	県内在住・在勤者を対象に「あいち県民債」を発行した。 <発行実績> 2回 計300億円(対象事業 9月 地震防災対策 2月 社会資本の整備・充実) 2回 計300億円(対象事業 7月 地震防災対策 2月 社会資本の整備・充実) 2回 計200億円(対象事業 7月 地震防災対策 2月 社会資本の整備・充実)

## 4 県関係団体等の役割と機能

県関係団体等 (1)はこれまで**県を補完・代行する役割**を果たし、一定の成果を挙げてきたが、経済状況や社会構造の変化に伴い、その**役割を見直すべき時期**にきている。

特に、公の施設の管理運営については、運営の一層の効率化や県民サービスの向上を目的として、平成18年度に従来の管理委託制度から指定管理者制度(2)へ移行したところであり、今後公募による指定管理者の選定を拡大していくことから、公の施設の管理運営団体は一層の経営改善を図る必要がある。

また、平成19年6月に成立した**地方財政健全化法(3)**では、県本体はもとより、公営企業や**県関係団体、第三セクター等の出資法人を含めた将来的な財政負担**が、自治体財政の健全性を示す指標の一つに位置づけられた。

さらに、平成20年度以降本格化する**公益法人制度改革(4)**を受け、公益 認定手続きや団体の組織・経営のあり方の見直し等の対応も課題である。

そこで、**団体に対する県の関与や団体の統廃合を含めた組織・体制**等のあり方について、引き続き検討し、見直しを進めるとともに、**団体のさらなる経営改善**を促進していく。

- 1 県関係団体等
  - 「県関係団体」及び「県が設立及び運営に深く関与している第三セクター」をいう。
  - 「県関係団体」とは、次の形式的要件と実質的要件をともに満たす団体。(本県での独自の定義)
  - ・形式的要件 = 次のいずれかに該当するもの。

基本財産等の4分の1以上を県が出資しているもの。 県職員を派遣しているもの。 総事業費の2分の1以上が県の委託にかかるもの。

- ・実質的要件 県の行政活動の一部を補完し、又は代行する機能を担うもの。
- 「県が設立及び運営に深く関与している第三セクター」とは、県が資本金、基本金等の25%以上を出資し、かつ、県が単独で最大の出資者である民法法人及び商法法人。
- 2 指定管理者制度

94ページの注を参照

- 3 地方財政健全化法
  - 105 ページの注を参照
- 4 公益法人制度改革

従来の公益法人の設立許可制度を改め、新たに登記のみで法人が設立できる一般社団・財団法人の制度が 創設される。この一般社団・財団法人のうち、公益性を認定された法人にのみ税の優遇措置が付与される。 (公益認定法は平成 20 年 12 月 1 日に全面施行)

# 個別取組事項

# (1) 補完及び代行の役割の見直し

# 028 県関係団体等に対する県の関与の見直し(毎年度)

関係部局

当初版023

指定管理者制度の導入等、社会環境の変化を踏まえ、県関係団体等に対する県の関 与の見直しを行う。

継	ŧ
---	---

		17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
計	当						
画	初					毎年度実施	

	17 年度 ~ 19 年度
実績	県関係団体の自立性、団体事業の内容等を踏まえ、県の団体に対する関与の見直し を検討した。

## 029

#### 県関係団体への委託事業等の検証・見直し (毎年度)

関係部局

当初版024

県関係団体への委託事業・補助事業等について、事業の必要性、事業効果、費用対効果等の観点から検証・見直しを行う。

		17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
計	細						
画	初					毎年度実施	

	17 年度 ~ 19 年度
実績	県関係団体への委託事業・補助事業等について検証・見直しを行い、委託料・補助金を削減した。 <実績 > 17~19年度当初予算における委託料・補助金の削減額 計 21 億円(一般財源ベース) ( 4 億円 12 億円 5 億円)

## (2)経営改善の推進



#### 県関係団体の経営改善への支援(毎年度)

関係部局

当初版025

推 鏡

県関係団体の自主性の向上のため、県関係団体が行う以下のような経営改善の取組 を支援する。

経営改善計画の推進

職員数の削減

#### 数値目標

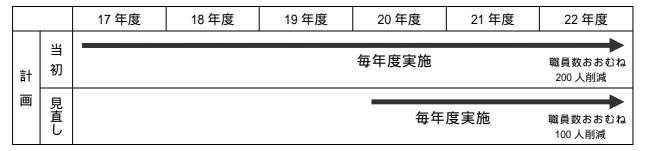
<u>平成 17 年度から 22 年度までの間におおむね 200 人</u>を削減(達成) 平成 20 年度から 22 年度までの間におおむね 100 人を削減

自己点検や外部監査などを通じた事業の整理、統合、廃止等

事業収入や寄付金、会費収入等の確保

定型的業務などのアウトソーシングの推進

業務内容や業務量に適合した執行体制整備のための定期的な組織等の見直し 民間の雇用制度を参考にした経営状況、事業内容に応じた人事・給与制度の見直し 職員の資質向上、組織の活性化などを図るための人材育成計画の策定



	17 年度 ~ 19 年度							
実績	サービス意識・コスト意識の徹底、簡素で機能的な組織整備、事務事業・執行体制の見直しなど、各団体が行う経営改善の取組を支援した。 <実績> 事務事業の見直しにより職員数を 229 人削減(71 人 85 人 73 人)							

#### 県関係団体に対する財政支出の削減 (毎年度)

関係部局

「当初版026〕

県関係団体に対する補助金等の財政支出の削減に取り組む。

継続

## 数値目標<u>度から 22 年度までの間に 15 億円以上</u>を削減(達成) 平成 20 年度から 22 年度までの間に 7 億円以上を削減

		17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
計画	当初		財政支出 15億円以上削減				
	見直し				毎年度	実施	財政支出 7億円以上削減

		17 年	度~19 年度	Ę	
実績		 			体への委託事業等の検証・見直 県関係団体に対する財政支出を 削減額計 21 億円

# 032

## 愛知県土地開発公社の経営の健全化 (毎年度)

建設部

[当初版027

続

鑵

愛知県土地開発公社が先行取得した用地のうち供用済土地を、原則として平成 17 年度から 21 年度までの 5 ヶ年で、計画的に県が再取得することで経営を健全化する。

		17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
計	账						
画	初		毎年度実施	拖			

	17 年度~19 年度					
実績	愛知県土地開発公社が先行取得した用地のうち供用済土地を、計画どおり再取得した。 <実績> 17~19 年度当初予算における土地取得費 各年度 200 億円					

## (3) 県関係団体の統廃合等

# 033

## 県関係団体の統廃合の検討(22年度まで)

関係部局

新規記載

公の施設のあり方の見直しや指定管理者公募施設の範囲拡大、公益法人制度改革による公益認定など、県関係団体を取り巻く環境変化に対応するため、県関係団体の更なる統廃合の検討を行う。

	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度		
計	·							
画		この間で検討						

	17 年度~19 年度
実績	(財)愛知県教育サービスセンターと(財)愛知県スポーツ振興事業団を統合した。 (18 年度)

# 034

#### (財)愛知県労働協会のあり方の検討(21年度まで)

産業労働部

当初版029

主たる業務である勤労会館等の施設管理事業の縮小に伴い、(財)愛知県労働協会の将来のあり方について、他団体との統合も含め、幅広い検討を行う。

		17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度			
計	账									
画	初	この間で検討								

	17 年度 ~ 19 年度
実	施設管理事業の縮小に伴う今後の事業展開の方針など、(財)愛知県労働協会のあり
績	方を検討した。

## (4) 第三セクターの見直し

# 035

#### 第三セクターの業務及び財務情報の公表(毎年度)

関係部局

当初版 0 3 0 継 続 第三セクターについては、ホームページにおける業務及び財務に関する情報の公表 を引き続き推進する。

		17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
計画	当初					毎年度実施	<b></b>

	17 年度 ~ 19 年度
実績	第三セクターの業務及び財務に関する情報を県のホームページ等において公表した。特に、17 年度からは、これまで対象としていなかった県の出資率 25%未満の法人を含め、すべての第三セクターを対象とした。

# 036 第三セクターの統廃合の検討(毎年度)

関係部局

当初版031

第三セクターについては、運営の安定を図るため常に運営改善に努めるとともに、 県は第三セクターが果たしている役割に十分配慮しつつ、必要に応じて統廃合を検討 する。

		17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
計	細						
画	初					毎年度実施	

	17 年度 ~ 19 年度
実績	県が設立及び運営に深く関与している第三セクターの事業内容や経営状況を把握し、改善を促進するとともに、統廃合を含めた見直しを検討した。 〈廃止した法人〉 (株名古屋東部開発センター(17 年 6 月解散、18 年 2 月清算結了) 桃花台新交通㈱(18 年 11 月解散、清算中) (財)2005 年日本国際博覧会協会(18 年 12 月解散、19 年 5 月清算結了)